



令和4年1月14日

「オミクロン株の拡大に伴う市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動」について

日野市教育委員会

1 学校運営の基本方針

- 幼児・児童・生徒が安心して登園・登校できるよう、日野市立幼稚園・小中学校は、文部科学省および東京都教育委員会が示した感染予防・感染拡大防止対策を実施し、「子供たちの学びと育ち」を支える教育活動を行う。
- 受験シーズンを迎えることから受験生が安心して受験に臨むことができるよう、これまでに以上に感染予防・感染拡大防止対策を徹底する。
- 教育委員会事務局は、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況等について衛生主管部局と相談し、日野市の感染レベルがレベル1～3のいずれに該当するか判断する。そのうえで日野市立校長会と連携し、感染予防・感染拡大防止対策を進めていく。

「新たなレベル分類の考え方」（令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症対策分科会）

新型コロナウイルス感染症対策分科会提言(※)における分類		
レベル3	レベル4 (避けたいレベル)	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況
	レベル3 (対策を強化すべきレベル)	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができると判断された状況
レベル2	レベル2 (警戒を強化すべきレベル)	新規陽性者数の増加傾向がみられ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況
レベル1	レベル1 (維持すべきレベル)	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況
	(感染者ゼロレベル)	新規陽性者数ゼロを維持できている状況

2 幼児・児童・生徒等に対する指導

(1) 基本的な感染症予防策の徹底【レベル1】【レベル2】【レベル3】

○ 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）

- ・ 身体的距離が十分とれないときは、必ずマスクを着用するようにする。
- ・ 一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果をもち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされていることを、保護者に適宜情報提供を行う。
- ・ 手洗いの際は、石鹸やハンドソープで10秒もみ洗いをしたのち、流水で15秒すすぐようにする。

- 毎朝検温、健康観察（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養）
 - 登園・登校前の健康チェック
 - 教室等における密集の回避（児童・生徒等同士の間隔を1 m以上確保）
 - 30分に1回以上換気
 - 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）
- (2) 学習活動について
- 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～(2021. 11. 22Ver. 7)」に示された感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い学習活動については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行ったうえで実施を検討する。実施する際には、衛生管理マニュアルに示されたレベル2地域における留意事項をできるだけ参照する。
 - 【レベル2】
感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い学習活動については、可能な限り感染症対策を講じた上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する。「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」を伴う活動については、可能な限り避けるようにする。実施しなければならない場合は、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、回数や時間を絞るなどの感染予防・感染拡大防止対策をする。
 - 【レベル3】
感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い学習活動については、行わないようにする。
- (3) 部活動について【レベル1】
- 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～(2021. 11. 22Ver. 7)」に基づいた感染予防・感染拡大防止対策を徹底した上で、「日野市における部活動に関する方針」に則った活動を行う。
※午前から午後にかかる活動は、昼食など喫食を伴うことから感染リスクが高まります。部活動においては昼食を伴う活動を計画しないようにします。
 - 【レベル2】
感染予防・感染拡大防止対策を徹底した上で「日野市における部活動に関する方針」に基づいて活動を行う。活動は校内のみとし、他校との交流試合等については実施しない。
- (4) 学校行事について【レベル1】【レベル2】
- 学校行事は子供たちの学校生活に潤いや、秩序と変化を与えるものであり、それぞれの行事の意義や必要性を確認し、実施にあたっては、開催する時期、場所や時間、開催方法について十分配慮する。
- ① 児童・生徒が学年を越えて一堂に集まって行う行事を控える。
 - ② 校外活動等のうち、日常の教育活動と比較して、感染のリスクが高いと考えられるものは行わないようにする。
 - ③ 学校運営に欠かすことのできない行事については、人と人との間隔を確保するとともに、児童生徒と保護者の在校時間をずらすなど、感染症対策を工夫した上で実施する。
- 【レベル3】
- ・新入生説明会など、多くの保護者が参加する行事についてはオンラインでの開催などを検討する。

④ 幼児・児童・生徒の指導に必要な保護者との面談等については、感染予防・感染拡大防止対策を徹底して実施する。

⑤ 校外学習等の実施について

・公共交通機関を利用しない場合は、見学地等の感染状況及び関係自治体の方針等を確認するとともに、保護者の同意を得た上で実施する。また、座席を指定するなどして、教員による確認や指導ができる状態にする。

・公共交通機関を利用した校外学習は実施しないようにする。

【レベル3】

・実施を見合わせる。

⑥ 体育的活動の実施について

・実施にあたっては、その意義や必要性を確認し実施方法や内容を検討する。

・児童生徒が密集する運動や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況を踏まえ、実施について判断する。

(5) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

① 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。

② 幼児・児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、黙食を徹底する。

③ 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話を控える。

(6) 放課後の教育活動について

○放課後、速やかに帰宅することを基本とする。

3 家庭における感染症対策の依頼【レベル1】【レベル2】【レベル3】

(1) 家庭における感染症予防策の徹底

東京都が呼びかけている感染予防・感染拡大防止対策に合わせて、下記の内容について保護者の皆様に協力をお願いする。

① 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）

② 毎朝検温、健康観察（レベル2のときには、家族に何らかの症状が見られる場合は幼児・児童・生徒等を無理せず休養するよう働きかける ※この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること。）

③ 十分な換気

④ 手が触れる場所などの消毒

⑤ タオルなどを共用しない。

⑥ 買い物などで外出する場合でも、人数や時間は最小限とする。

⑦ 同居している家族についても会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底する。

4 教職員等の健康管理の徹底【レベル1】【レベル2】【レベル3】

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

① 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット

- ・授業や会議の際には、必ずマスクを着用する。
- ・正しいマスクの着用方法を確認し、実践するようにする。
- ・不織布マスクが感染拡大防止について最も高い効果をもつことを踏まえ、不織布マスクの着用を働きかける。
- ・手洗いの際は、石鹸やハンドソープで10秒もみ洗いをしたのち、流水で15秒すすぐ。

② 毎朝検温、健康観察（体調不良等の症状がみられる場合など、健康状態に不安がある場合は出勤せず、受信する）

③ 出勤時の健康チェック（健康チェック票に検温結果等を記録する。）

④ 委託事業者に対しても健康管理を徹底する。

(2) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

① 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。

② 大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話はしない。

③ 大人数、大声、至近距離での会話を控える。

(3) 家庭における感染症予防策の徹底

① 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）

② 毎朝検温、健康観察（同居者等の家族にも協力を再度要請）

③ 十分な換気

④ 手が触れる場所などの消毒

⑤ タオルなどを共用しない。

⑥ 体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方は、会食を極力控える。

⑦ 同居している家族についても会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底する。

(4) 勤務時間外における感染症予防策の徹底

○ 不要不急の外出を控える。

5 感染状況に応じた学習活動について【レベル3】

感染状況に応じて、学校における対面での指導やオンラインを活用した学習活動を検討する。